

熊本県公報

第 1 1 3 6 4 号
平成 18 年 2 月 3 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路総務課) 1
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) 2
- 平成18年度BSE検査キットの購入にかかる一般競争入札参加資格..... (食品衛生課) 3

公 告

- 熊本県庁舎設備保全業務委託..... (管財課) 4
- 県庁舎中水装置保守点検委託..... (") 6
- 県庁舎中央監視装置等保守点検委託..... (") 9
- 定款変更認可..... (農村計画課) 11
- 平成18年度牛海綿状脳症 (BSE) 検査キットの購入にかかる一般競争入札の実施..... (食品衛生課) 11
- 団体営土地改良事業計画変更の適否決定..... (農村計画課) 13
- 土地改良区役員の就任..... (") 13
- 道路の位置指定..... (建築課) 14
- " (") 14
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工政策課) 14

登 載 依 頼

- 平成17年7月27日から平成17年11月18日までの間に実施した監査の結果に関する報告..... (監査委員事務局第二課) 15
- 教育委員会の会議の開催..... (総務広報課) 18
- 公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会第2回会議の開催..... (私学文書課) 19

告 示

熊本県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年2月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|----------------------|----|-------------------|--------------|----|
| 一般国道 | 212号 | 阿蘇市内牧字西中無田 同字 | 前 | 39.0 ～ 59.2 | 45.0 | |
| | | | 後 | 20.1 ～ 39.0 | 45.0 | |

2 区域変更する期日 平成18年2月3日

熊本県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 103 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

平成 18 年 2 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 楮原（A）地区急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 10 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 10 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|---------|
| 1 | 玉名郡 | 南関町 | 関 東 | 楮 原 | 1153-1 |
| 2 | " | " | " | " | 1153-2 |
| 3 | " | " | " | " | 1149 |
| 4 | " | " | " | " | 1143-2 |
| 5 | " | " | " | " | 1199-2 |
| 6 | " | " | " | " | 1190 地先 |
| 7 | " | " | " | " | 1188 地先 |
| 8 | " | " | " | " | 1170-3 |
| 9 | " | " | " | " | 1163-2 |
| 10 | " | " | " | " | 1159 |

- 2 大西（B）地区急傾斜地崩壊危険区域
 次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 18 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 18 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1 | 玉名郡 | 南関町 | 下坂下 | 中ノ瀬 | 206 |
| 2 | " | " | " | " | " |
| 3 | " | " | " | " | " |
| 4 | " | " | " | " | " |
| 5 | " | " | " | " | 218 |
| 6 | " | " | " | " | 206 |
| 7 | " | " | " | " | 218 |
| 8 | " | " | " | " | 214-2 |
| 9 | " | " | " | " | " |
| 10 | " | " | " | " | " |
| 11 | " | " | " | " | " |
| 12 | " | " | " | " | 196-3 |
| 13 | " | " | " | " | " |
| 14 | " | " | " | " | " |
| 15 | " | " | " | " | " |
| 16 | " | " | " | " | 205-2 |
| 17 | " | " | " | " | 205-2 地先 |
| 18 | " | " | " | " | " |

3 前原地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する昭和61年10月13日熊本県告示第755号で指定された標柱1号と標柱2号と次に掲げる土地に存する標柱8号、標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた土地の区域、並びに次に掲げる土地に存する昭和61年10月13日熊本県告示第755号で指定された標柱4号と標柱5号と次に掲げる土地に存する標柱10号、標柱9号までを順次結んだ線及び標柱4号と標柱9号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 1 | 玉名郡 | 南関町 | 関 東 | 前 原 | 2306-2 地先（道路） |
| 2 | ” | ” | ” | ” | 2379-13 |
| 7 | ” | ” | ” | ” | 2301 地先（道路） |
| 8 | ” | ” | ” | ” | 2638 |
| 4 | ” | ” | ” | ” | 2575-1 地先 |
| 5 | ” | ” | ” | ” | 2379-5 |
| 9 | ” | ” | ” | ” | ” |
| 10 | ” | ” | ” | ” | ” |

4 島田地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線、標柱14号から平成2年3月28日熊本県告示第242号で指定した土地の東側境界線に沿って標柱15号まで結んだ線、標柱15号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 郡 市 | 町 村 | 大 字 | 字 | 番 地 |
|------|-----|-----|-----|-----|------------|
| 1 | 球磨郡 | 球磨村 | 渡 乙 | 島 田 | 1441 地先 |
| 2 | ” | ” | ” | ” | 1446-2 |
| 3 | ” | ” | ” | ” | 1446-1 |
| 4 | ” | ” | ” | ” | ” |
| 5 | ” | ” | ” | ” | 1446-9 |
| 6 | ” | ” | ” | 下 峰 | 1419-5 |
| 7 | ” | ” | ” | ” | 1405-1 |
| 8 | ” | ” | ” | ” | 1405-3 地先 |
| 9 | ” | ” | ” | ” | 1402-3 地先 |
| 10 | ” | ” | ” | ” | 1399-2 地先 |
| 11 | ” | ” | ” | ” | 1400 地先 |
| 12 | ” | ” | ” | 島 田 | 1424-1 地先 |
| 13 | ” | ” | ” | ” | 1428 |
| 14 | ” | ” | ” | ” | 1428 地先 |
| 15 | ” | ” | ” | ” | 1446-15 地先 |
| 16 | ” | ” | ” | ” | 1446-1 地先 |
| 17 | ” | ” | ” | ” | 1438 地先 |
| 18 | ” | ” | ” | ” | 1446-3 地先 |
| 19 | ” | ” | ” | ” | 1440 地先 |

熊本県告示第104号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 調達物品の名称及び数量

牛海綿状脳症（BSE）検査キット

予想使用数量 38,712 検体分（予定と畜検査頭数）

2 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号。以下「要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要領に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581(直通)

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成18年2月3日(金)から平成18年2月28日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成19年9月30日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成19年7月1日から平成19年7月31日まで行う。

公 告

熊本県公告第76号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

熊本県庁舎設備保全業務委託

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

熊本県庁舎

(5) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県庁舎設備保全業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

オ 入札の回数は、2回までとする。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にとっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指

- 名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3箇年の間に延床面積35,000平方メートル以上の官公庁（公団、公社等を含む。）の建物の設備保全業務の受託実績がある者
 - (6) 過去3箇年の間に契約電力1,500キロワット以上の受変電設備を有する建物の設備保全業務の受託実績がある者
 - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）による建築物環境衛生総合管理業（建築物環境衛生一般管理業を含む。）の登録をした者
 - (8) 平成18年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 直通 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年2月3日（金）から平成18年2月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年2月3日（金）から同年2月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
5に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 直通 096-333-2089
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
ア 期間
平成18年2月24日（金）から平成18年3月9日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 場所
5に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月10日（金）午後1時30分から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館13階管財課分室
 - (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月9日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団、公社等を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格の有無
有
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団、公社等を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第77号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
県庁舎中水装置保守点検委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所
熊本県庁舎
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、県庁舎中水装置保守点検委託業務に要する費用とする。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- オ 入札の回数は、2回までとする。
- 2 入札参加資格
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3箇年の間に、汚水（尿尿、厨房排水等とし、雨水のみの処理設備を除く。）の処理能力が40立法メートル／日以上（官公庁（公園、公社等を含む。）の排水再利用（トイレ洗浄水）処理設備の保守点検業務の受託実績がある者
- (6) 平成18年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 直通 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年2月3日（金）から平成18年2月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成18年2月3日（金）から同年2月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 直通 096-333-2089
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
ア 期間
平成18年2月24日（金）から平成18年3月9日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

- イ 場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成18年3月10日(金)午後2時30分
- イ 場所
熊本県庁行政棟本館13階管財課分室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月9日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額(現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。)を6の(3)記載の入札の日時までには納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団、公社等を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格の有無
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額(現金又は契約担当者が確実に認められた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。)を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団、公社等を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに

- 限る。)。)
(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第78号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
県庁舎中央監視装置等保守点検委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所
熊本県庁舎
- (5) 入札方法
ア 入札金額は、県庁舎中央監視装置等保守点検委託業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
オ 入札の回数は、2回までとする。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 過去3箇年の間に延床面積35,000平方メートル以上の官公庁（公団、公社等を含む。）の建物の中央監視装置等保守点検業務の受託実績がある者
- (6) 平成18年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 直通 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成18年2月3日（金）から平成18年2月17日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成18年2月3日（金）から同年2月17日（金）までの日（県の休日を除く。）

- の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 直通 096-333-2089
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
ア 期間
平成18年2月24日（金）から平成18年3月9日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月10日（金）午後3時30分
イ 場所
熊本県庁行政棟本館13階管財課分室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成18年3月9日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額（現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団、公社等を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格の有無
無
- (6) 契約の締結

- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金又は契約担当者が确实と認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団、公社等を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる。）に限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第79号

熊本市馬場楠堰土地改良区理事長實取修から平成17年11月29日付けで申請の定款変更については、平成18年1月26日付けで認可した。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第80号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達物品の名称及び数量
牛海綿状脳症（BSE）検査キット
予想使用数量 38,712 検体分（予定と畜検査頭数）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 納入場所
熊本県食肉衛生検査所及び熊本県人吉保健所
- (5) 入札方法
- ア 入札金額は、当該検査キットで検査を実施した場合の1検体当たりの単価を記載すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和39年熊本県告示第386号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (2) 次のア及びイの資格要件を満たすことを証明する書類を平成18年3月3日（火）までに熊本県健康福祉部食品衛生課に提出し、承認を得た者であること。
なお、入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- ア 納入する物品及び数量を确实に納入できる者であること。
- イ 納入する物品については、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 4の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県健康福祉部食品衛生課乳肉衛生班(熊本県庁行政棟新館3階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2248(直通)
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年2月3日(金)から平成18年2月28日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
3に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年3月15日(水) 午後1時30分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟新館8階 802会議室
- (4) 入札書の提出方法
4の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3に記載の場所に平成18年3月14日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額に予想使用数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を4の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限

- ウ 落札者決定の日から14日以内とする。
 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に予想使用数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
 Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) ELISA Kit for 38,712 head (Estimated number of cattle for inspection)
- (2) Delivery period
 Specified in the bid explanation form
- (3) Location at which commodity will be used Kumamoto Meat Inspection Office and Hitoyoshi Public Health Center
- (4) Date and place to submit bidding proposal :
 Date : March 15th, 2006, 1 : 30pm
 Place : Conference room #802, 8F, New Building, Kumamoto Prefectural Office
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail :
 Bidding proposal must arrive no later than March 14th, 2006
- (6) Language and currency to be used for bidding
 Japanese language and currency only
- (7) Department in charge:
 Meat and Milk Sanitation Section,
 Food Hygiene Division,
 Department of Health and Social Services
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
 Kumamoto Pref., 862-8570 Japan
 Phone : 096-333-2248

熊本県公告第81号

玉名市長島津勇典から協議のあった天水地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画の変更については、平成18年1月26日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮谷 義子

- 縦覧に供する書類の名称
 変更後の天水地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路）計画書の写し
- 縦覧期間
 平成18年2月6日から平成18年3月3日まで
- 縦覧場所
 玉名市役所

熊本県公告第82号

玉名市玉名市土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮谷 義子

| 役職 | 氏名 | 住所 |
|----------|-------|----------------|
| 就任 理事 | 島津 勇典 | 玉名市山田町 1640 番地 |

熊本県公告第83号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市神水二丁目5番22号
- 2 築造者の氏名 岡部猛廣
岡部香月
- 3 道路の位置 本渡市亀場町大字亀川字障子ノ瀬616番16、同752番2、同753番2及び
び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.04メートルまで
- 5 道路の延長 67.96メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月23日
- 7 指定番号 天草企調第11号

熊本県公告第84号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字小野1235番地1
- 2 築造者の氏名 園井浩司
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字小野字東前7番7及び同9番4
- 4 道路の幅員 4.01メートルから4.03メートルまで
- 5 道路の延長 69.47メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月18日
- 7 指定番号 鹿本企調第35号

熊本県公告第85号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成18年2月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン荒尾
荒尾市原万田628番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
ロック開発株式会社 代表取締役 横田 稔弘
東京都千代田区神田佐久間河岸67
 - (2) 小売業を行う者
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成18年9月5日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,696平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
510台
 - (2) 駐輪場の収容台数
220台
 - (3) 荷さばき施設の面積
213平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
101立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成18年1月4日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成18年2月3日から平成18年6月3日まで

登載依頼

熊本県監査委員公告第1号

平成17年7月27日から平成17年11月18日までの間に実施した監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年2月3日

熊本県監査委員 高 宗 秀 暁
同 山 本 豊 孝
同 前 川 收
同 小 杉 直

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施年月日

| 監 査 対 象 機 関 | | 監査対象期間 | 監査実施年月日 |
|-------------|----------|---------------------|------------------------|
| 部局名 | 機 関 名 | | |
| 総務部 | 熊本県税事務所 | 平成16年4月 ～平成17年9月 | 平成17年9月20日 |
| 農政部 | 農業研究センター | ” | 平成17年9月14日 ～9月16日 |
| 土木部 | 熊本土木事務所 | ” | 平成17年9月15日 ～9月16日 |
| | 市房ダム管理所 | ” | 平成17年11月8日 ～11月9日 |
| 地域振興局 | 宇城地域振興局 | ” | 平成17年10月3日 ～10月4日 |
| | 玉名地域振興局 | ” | 平成17年10月6日 ～10月7日 |
| | 鹿本地域振興局 | ” | 平成17年10月12日 ～10月13日 |
| | 菊池地域振興局 | ” | 平成17年10月17日 ～10月18日 |
| | 阿蘇地域振興局 | ” | 平成17年10月20日 ～10月21日 |
| | 上益城地域振興局 | ” | 平成17年10月26日 ～10月27日 |
| | 八代地域振興局 | ” | 平成17年11月1日 ～11月2日 |
| | 芦北地域振興局 | ” | 平成17年11月14日 ～11月15日 |
| | 球磨地域振興局 | ” | 平成17年11月8日 ～11月9日 |
| | 天草地域振興局 | ” | 平成17年11月17日 ～11月18日 |

| 警察本部 | 本部会計課他 | 平成16年4月 ～平成17年3月 | 平成17年7月27日～ 29日及び8月18日 |
|------|------------|---------------------|---------------------------|
| | 熊本北警察署（書面） | ” | 平成17年9月21日 |
| | 熊本南警察署 | ” | 平成17年9月7日 |
| | 熊本東警察署（書面） | ” | 平成17年10月5日 |
| | 玉名警察署 | ” | 平成17年9月7日 |
| | 荒尾警察署（書面） | ” | 平成17年10月11日 |
| | 山鹿警察署 | ” | 平成17年9月8日 |
| | 菊池警察署（書面） | ” | 平成17年10月14日 |
| | 大津警察署 | ” | 平成17年9月8日 |
| | 小国警察署（書面） | ” | 平成17年9月30日 |
| | 阿蘇警察署 | ” | 平成17年9月7日 |
| | 高森警察署（書面） | ” | 平成17年9月27日 |
| | 御船警察署 | ” | 平成17年9月8日 |
| | 山都警察署（書面） | ” | 平成17年10月28日 |
| | 宇城警察署 | ” | 平成17年9月9日 |
| | 八代警察署（書面） | ” | 平成17年10月3日 |
| | 宮原警察署 | ” | 平成17年9月12日 |
| | 芦北警察署（書面） | ” | 平成17年9月30日 |
| | 水俣警察署 | ” | 平成17年9月9日 |
| | 人吉警察署（書面） | ” | 平成17年9月27日 |
| | 多良木警察署 | ” | 平成17年9月12日 |
| | 本渡警察署（書面） | ” | 平成17年9月27日 |
| | 上天草警察署 | ” | 平成17年9月12日 |
| | 牛深警察署（書面） | ” | 平成17年10月19日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局14機関（出先機関4、地域振興局10）、警察本部及び23警察署を対象に、合规性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の事項に主眼を置いて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。
- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
- (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
- (8) 工事の計画、設計及び施工は適切に行われているか。
- (9) 補償事務は適正に行われているか。
- (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
- (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。

3 監査の結果

○報告公表事項

(指摘事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

土木部

- (1) 道路占用料等の未収金（平成16年度末現在2,647,170円）について、引き続きその解消に努めること。（熊本土木事務所）

宇城地域振興局

- (1) 県税の未収金は、平成16年度末現在で197,182,088円となっている。早期の滞納処分を組織的・計画的に実施するため、進行管理の徹底により、引き続きその解消に努めること。

特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、積極的な対応策を検討すること。

- (2) 港湾区域占用料等の未収金（平成16年度末現在1,654,565円）について、引き続きその解消に努めること。

鹿本地域振興局

- (1) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在8,199,000円）について、引き続きその解消に努めること。

菊池地域振興局

(1) 県税の未収金は、平成16年度末現在で263,437,370円となっている。早期の滞納処分を組織的・計画的に実施するため、進行管理の徹底により、引き続きその解消に努めること。

特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、積極的に対応策を検討すること。

阿蘇地域振興局

(1) 県税の未収金は、平成16年度末現在で150,070,435円となっている。特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

上益城地域振興局

(1) 県税の未収金は、平成16年度末現在で125,641,911円となっている。特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

(2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在1,636,389円）について、引き続きその解消に努めること。

芦北地域振興局

(1) 地方港湾使用料の未収金（平成16年度末現在1,236,747円）について、引き続きその解消に努めること。

(2) 平成16年度に3筆の未登記が新規に発生している。引き続き未登記の解消に努めること。

天草地域振興局

(1) 土木部関係の未収金2,020,969円（港湾区域占用料（平成16年度末現在441,745円）、河川敷占用料（同2,070円）、地方港湾使用料（同857,154円）及び雑入（同720,000円））について、引き続きその解消に努めること。

(指導事項)

監査において、是正又は改善を要する事項として指導したものは、次のとおりである。

総務部

(1) 県税の未収金（平成16年度末現在1,925,430,407円）について、改善が見られるものの、滞納累増に対する的確な進行管理や組織的な対応を図ることにより、引き続きその解消に努めること。（熊本県税事務所）

農政部

(1) 農薬、試薬等の劇（毒）物の管理について、管理担当者の定期的な確認、記録がなされておらず、また、管理責任者の保管状況、記録等の点検も実施された形跡がないなど、管理が不適切である。県の通知に基づく適正な管理に努めること。（農業研究センター）

宇城地域振興局

(1) 生活保護費返還徴収金の未収金（平成16年度末現在2,465,326円）及び知的障害者保護費負担金の未収金（同92,800円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在11,802,000円）について、引き続きその解消に努めること。

玉名地域振興局

(1) 県税の未収金（平成16年度末現在212,915,465円）について、改善が見られるものの、財産差押えなどの効果的な滞納処分が実施できるよう、的確な進行管理を図ることにより、引き続きその解消に努めること。

(2) 平成16年度行政財産の使用許可に基づく使用料の収入調定がされていない。今後このような事が発生しないよう事務処理の方法を改善すること。

(3) 土木部関係の未収金9,606,516円（道路占用料（平成16年度末現在1,073,701円）、港湾区域占用料（同52,815円）、及び雑入（負担金）（同8,480,000円））について、引き続きその解消に努めること。

(4) 宇城管内の漁船登録申請について、玉名地域振興局で受付を行い、最終決裁は宇城地域振興局で完結している。効率的な事務処理の観点から、決裁権限の見直しを検討すること。（林務水産部漁政課）

鹿本地域振興局

(1) 県税の未収金（平成16年度末現在118,253,219円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

菊池地域振興局

(1) 清掃業務委託等をはじめ、施設管理に係る業務委託について、検査員による検査が行われていなかった。会計規則第80条及び第136条第3項に基づき、適正に事務処理を行うこと。

(2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金（平成16年度末現在2,810,000円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

阿蘇地域振興局

(1) 熊本県屋外公告物条例違反の広告物について、公物等指導員（嘱託職員）が屋外広告物巡視業務に従事し、除却等も行っているが、別途、屋外広告物の簡易除却業務を外部委託している。現状では、同様業務について外部委託する必要性は低いと

思われるので、今後、屋外広告物に係る除却業務の効率的な実施について検討すること。

上益城地域振興局

- (1) 生活保護費返還徴収金の未収金（平成16年度末現在5,567,212円）及び年度後返納（生活保護費分）の未収金（同317,552円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
- (2) 道路工事施行承認申請事務について、申請から承認まで約1年を要している事例が見受けられた。部下職員の担当事務の把握と進行管理に努めること。

八代地域振興局

- (1) 県税の未収金（平成16年度末現在190,763,571円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金対策について、滞納総額の大部分を占める八代市との連携強化を図るなど、引き続きその解消に努めること。

芦北地域振興局

- (1) 県税の未収金（平成16年度末現在36,202,479円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

球磨地域振興局

- (1) 県税の未収金（平成16年度末現在136,991,042円）について、積極的な滞納処分を実施するなど、縮減に向けた努力がされているが、引き続きその解消に努めること。
- (2) 生活保護費返還徴収金（平成16年度末現在1,066,244円）について、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。
- (3) 平成16年度水源森林総合整備事業に係る工事について、設計価格の積算過程において計算誤りがあったことから、設計金額が過大となっている。今後、チェック体制の徹底を図るなど、適正な事務の執行に努めること。
- (4) 平成16年度における土木部関係の用地買収価格の設定において、契約額によって異なる積算方法をとっていることについては、合理性がない。土木部長通知に基づいた適正かつ統一的な事務処理に改めること。

天草地域振興局

- (1) 県税の未収金（平成16年度末現在137,832,892円）について、改善が見られるものの、特に個人県民税の未収金については、地方税法第48条に規定する徴収及び滞納処分の特例を活用するなど、引き続きその解消に努めること。

警察本部

- (1) 雑入（道路情報板等の損壊に係る損害賠償金）の未収金（平成16年度末現在13,242,475円）について、引き続きその解消に努めること。

熊本県教育委員会公告第2号

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。

平成18年2月3日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成18年2月7日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) 熊本県立高等学校学則の一部改正について
 - (3) 熊本県立特殊教育学校学則の一部改正について
 - (4) 第61回国民体育大会冬季大会（スケート・アイスホッケー）熊本県選手団成績について
 - (5) 平成18年度教育委員会所管予算案の編成状況について
 - (6) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時00分から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096-333-2675)

公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会公告第1号

公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会第2回会議を次のとおり開催する。

平成18年2月3日

公立大学法人熊本県立大学設立準備委員会委員長

- 1 開催日時
平成18年2月13日(月)
午後1時30分から(2時間程度)
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階「審議会室」
- 3 議題
各検討部会の検討状況について
中期目標・中期計画について
組織運営に係る制度設計について
料金の上限設定について
諸規程の整備について
その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部私学文書課(電話 096-333-2062)

